

児童館・児童クラブ会計年度嘱託職員（放課後ケアワーカー）の募集について

1 募集要件等

募集人員	10名程度
雇用期間	令和6年4月1日から令和7年3月末日まで ※更新の可能性あり
募集要件	<p>① 市内の市立児童館・児童クラブへ通勤可能で子ども好きな方</p> <p>② 「3 勤務条件等」に掲げる勤務時間帯に勤務が可能な方</p> <p>③ 次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士又は社会福祉士の資格を有する方 ・教育職員免許法第4条第1項に規定する免許状を有する方 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭等の免許状を有する方) ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた方 ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ・外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ・高校卒業者等で2年以上児童福祉事業等に従事した方 ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方 <p>④ 地方公務員法第16条に該当する次の方は、申込みできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・熊谷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方 <p>⑤ 熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条により、次の方は申込みできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められる方
選考方法	<p>①作文及び面接の結果により、成績順に採用候補者名簿に登録し、必要に応じて順次採用します。</p> <p>②登録者の数は、採用予定者数（欠員等）を基礎として決定しますので、登録されても採用されないことがあります。</p>

選考の期日・会場	応募された方を対象に面接を行います。 ※面接期日及び会場は後日決定し、電話にて連絡します。
選考結果の発表	選考結果は郵送で通知します。

2 申込み

申込期間	令和6年1月31日（水） (午前8時30分から午後5時15分まで) ※土・日曜日、祝日を除く。
申込場所	熊谷市役所4階保育課
提出物	<p>① 児童館・児童クラブ会計年度嘱託職員選考申込書（放課後ケアワーカー）</p> <p>② 学童保育に関する800字程度の作文（自筆で記入のこと。）</p> <p>申込書及び作文用紙は、ホームページからプリントアウトしたもの又は保育課で配布するものどちらでも申込可能です。</p> <p>※教諭・保育士等の有資格者は資格証等の写し、課程を修めて卒業した方は専修学科等が記載された卒業・修了証等の写し、児童福祉事業等に2年以上従事した方は勤務（在職）証明書を添付。</p>

※ 直接本人が申込みください。郵便による申込みはできません。

※ 1度提出した申請書類は返却できません。

3 勤務条件等

報酬額	月額131,735～160,103円 その他通勤に係る費用に相当する額を支給（熊谷市の一般職職員の例によります。） 賞与あり（令和5年度は、6月及び12月に1.2か月、計2.4か月を支給） *報酬は改定する場合があります。
勤務場所	児童館（児童クラブを併設する7か所の児童館）、又は市内小学校内等の放課後児童クラブのうちいずれか
勤務時間	<p>次の①、②の時間帯において、週5日で29時間の勤務となります。 (3～6人のシフト勤務で6時間が1日、5時間45分が4日等)</p> <p>①児童館においては、午前8時30分から午後7時までの時間帯 ②学校内等の児童クラブにおいては、午後0時30分から午後7時までの時間帯</p> <p>また、①、②ともに、小学校授業日以外の日は、午前7時30分から午後7時までの時間帯となります。</p> <p>※勤務の都合上これに因らない場合もあります。その場合は随時協議します。休暇は、年次有給休暇などの休暇があります。</p>
職務内容	児童の遊び等の指導及び放課後児童の保育など
服務	服務については、熊谷市の一般職職員の例によります。
社会保険	社会保険の適用については、健康保険法、厚生年金法又は雇用保険法で定めるところによります。

4 その他

この度の会計年度嘱託職員への採用は、常勤一般職職員の採用の際に優先されるものではありません。

5 問い合わせ先

熊谷市福祉部保育課学童保育係

熊谷市宮町二丁目47番地1 電話 048-524-1111 内線301